

「内部統制システム基本方針」

当社は、会社法および行動規範に基づき、企業倫理の徹底と効率的で透明性の高い経営姿勢を貫き企業価値を高め、社会から信頼される企業として継続的發展を目指す。このため、総合的な内部統制が経営の重要課題と認識し、内部統制全般の継続的改善を図るために、全社活動として以下の整備・運用に取り組む。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
8. 当社子会社を含む取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
10. 財務報告の信頼性を確保する体制
11. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な体制